

速報第2928号 H30. 4. 4発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	30年 文教委員会 4月3日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 教職員の時間外勤務縮減等に向けた勤務時間制度の見直し等について</p> <p>私は、教職員の時間外勤務等の縮減に向けた勤務時間制度の見直し等についてお伺いいたします。北海道教育委員会が、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けて取組を強化し、週休日の振替期間の特例や変形労働時間などの勤務時間に関する制度改正、また「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」や、毎年度、重点取組項目の設定と周知などに取り組んできたことと承知しています。ところが現場ではなかなか周知されていないとの声を聞くところです。そこで何点かお伺いします。</p> <p>(一) 変形労働時間制の対象業務の変遷について 重点取組の中で変形労働時間制の対象となる業務が拡大してきていると承知していますが、どのような経過となっているのか、はじめにお伺いします。</p> <p>(二) 対象となる業務と割振り変更の事例について 活用の状況をみながら対象業務を追加していったとのことですが、昨年度からは「入学者選抜の業務」も加わっています。 この年度末の入学者選抜により、1日当たりの時間外勤務時間が長時間となる場合、勤務時間の割振り変更により具体的にどのような活用事例を想定しているのか、お伺いいたします。</p> <p>(二) 一再 対象となる業務と割振り変更の事例について ただいま答弁いただきました活用事例の考え方が、定時制の場合、早朝の業務から引き続き夜の通常業務に勤務したときも、同様の取り扱いということによろしいのでしょうか、お伺いいたします。</p> <p>(三) 週休日の振替等の事例について それでは、週休日の振替等の事例についてもお伺いいたします。学校行事等により、週休日に勤務しなければならない場合に、週休日の振替等により、具体的にどのような活用事例を想定しているのか、お伺いいたします。</p>	<p>(服務担当課長)</p> <p>変形労働時間制の対象業務についてでございますが、道教委では、教員が修学旅行の引率時に1日の正規の勤務時間を超えて勤務する必要が生じることから、その延長した分を他の勤務日において短縮することができるよう弾力的な取扱いとして変形労働時間制を平成22年度に導入をいたしました。</p> <p>その後、活用状況を把握しながら、平成24年度から「文化祭等の業務」、「体育祭等の業務」及び「それに伴う事前準備業務」を適用することとし、平成27年度からは、「登校時の通学指導業務」「校区内巡視業務」及び「現場実習の引率業務」を、また、平成29年度からは、「家庭訪問の業務」「教育相談の業務」及び「入学者選抜の業務」を、さらに、平成30年度からは、「保護者等を対象とした説明会等の業務」を対象に加え、現在11の業務を対象としているところでございます。</p> <p>(服務担当課長)</p> <p>入学者選抜における活用事例についてでございますが、高等学校の入学者選抜当日、試験会場の点検や受験者の受付などの業務のため早朝から勤務する必要があることから、例えば、勤務時間を2時間増やして9時間45分とし、その2時間を、4週の期間内にある学年末休業期間の特定の日から減じ、その日の勤務時間を5時間45分とすることなどを想定しているところでございます。</p> <p>(服務担当課長)</p> <p>定時制高校での活用事例についてでございますが、全日制高校と同様に、入学者選抜に関わる業務のため通常の勤務時間から増やした時間を、4週の期間内にある学年末休業期間の特定の日から減じることなどを想定しているところでございます。</p> <p>(服務担当課長)</p> <p>週休日の振替等についてでございますが、道教委では、教員の勤務の特殊性に鑑み、週休日の振替について、例えば、学校行事等で土曜日に4時間勤務し、日曜日に3時間45分勤務した場合、道職員の勤務時間条例では、この2日を合わせることはできないところ、学校職員におきましては、この2日を合わせて、長期休業期間中の勤務日の1日を週休日として振り替えることができるといった取扱いを行っているところでございます。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p>		

